

## 新井 誠著 『成年後見法と信託法』

鎌野邦樹

1 本書は、成年後見法および信託法の両分野において、わが国を代表とする研究者である新井誠教授の近年の研究の成果（1996年から2003年までに発表した13編の論文等）をまとめたものである。したがって、同教授のこれまでの研究の集大成であると共に、わが国のこの両分野およびそれらの交錯する分野における最先端の研究成果ないし学界の共有財産となりうる書と言ってよい。同教授には、すでに単著として、『財産管理制度と民法・信託法』（1990年）、『高齢化社会の成年後見法』（1994年、改訂版1999年）、『信託法』（2002年）（いずれも有斐閣）がある。本書の刊行目的について、著者は、「先ず、近時の研究に1つのまとまりを付けて、研究の次の段階に進むためのマイルストーンにしたい」、「次に、信託法の改正作業が進行する中で、私見を開陳しておきたい」と述べている（本書はしがき）。本書の刊行後、さらに、新井誠編『高齢社会における信託と遺産承継』（2006年、日本評論社）が出版され、その中に収録された「高齢社会における個人信託制度の必要性」において、同教授は、すでに「研究の次の段階」に着実に歩を進めている。

2 さて、本書は、4編からなる。第1編「成年後見制度の分析と展望」では、2000年4月に導入された成年後見制度に関し、同制度の導入の背景・意義、導入後の状況、および今後の展望と課題について、各種の統計や自治体等の対応を示しつつ、また、比較法的考察（イギリス、ドイツ、カナダ等）を加えつつ、多角的視点から論述している。第2編「社会福祉のインフラとしての成年後見制度」では、成年後見制度と介護保険・介護サービス契約との関係や、社会福祉法・社会福祉サービス制度との関係を論じ、これらとの関連で、イギリス法の嘱託代理人制度

の紹介にも及んでいる。ここには、成年後見制度について、単に民法法の解釈論の領域に留まることなく、同制度を広くわが国の社会福祉制度の中に位置付け、よりよい方向で定着させていく必要があるという著者の研究姿勢を見て取ることができる。

第3編「信託の活用可能性」では、高齢者の意思能力低下後の財産管理および身上監護に関し信託制度の活用可能性について論じている。ここでは、アメリカの財産管理信託制度やイギリスの年金信託制度（をめぐる議論）等を紹介しつつ、わが国への示唆について論述している。第4編「成年後見法と信託」では、前編までの考察を踏まえて、高齢者の意思能力低下後の財産管理および身上監護に関し、成年後見制度と信託制度がどのような関係にあり、どのように交錯するのかを論じ、また、具体的場面においてどのように活用されるのかについて提言を行っている。そして、最後に、今後の信託の在り方——現在の信託法改正の在り方でもある——について、商事信託のみならず、個人信託（や公益信託）に着目ないし力点が置かれるべきことを強調する。

3 以上において、本書の内容をごく簡単に紹介してきたが、本書の内容が具体的に凝縮されている箇所（典型事例とそれに対する具体的な制度提言）を次に引用しておきたい。このことにより、拙稿の読者にとって、本書の内容をこれ以上さらに詳しく紹介するよりも、より明瞭に本書の真骨頂が示され、また、このような日常的場面での明快な提言が、先に述べた著者の、比較法への深い学識、並びに隣接諸領域の研究および福祉の現状や実務への多面的な洞察に支えられていることが認識されると思われるからである（なお、次に掲げる新井教授の提言に関しては、本書232頁以下、および前掲『高齢社会における信託と遺産承継』の収録論文「高齢社会における個人信託制度の必要性」269頁以下も参照）。

「子供も近親者もない、ともに75歳の老夫婦がいたと仮定して、夫は痴呆症状が出始めた妻を介護しているが、夫も自分の健康に自信がなくなってきた。夫は金融資産を有するが、高齢のために自ら財産管理す

## 文 献 紹 介

ることは困難になってきた。そこで夫は当該金融資産に信託を設定して、夫が財産管理能力を有している間は、受託者は夫の請求により信託の元本と収益を夫に交付するものとし（夫を受益者とする自益信託）、夫が財産管理能力を喪失した以後は、夫・妻が共同受益者となり、一方が死亡したときは他方を受益者とする裁量信託となるものとした（財産管理能力の有無は意思の判断による。）裁量信託の受託者は、夫・妻の介護者や債権者に対して必要な支払いをすることができる。」（229頁）

このような裁量信託はわが国では現実的にはいくつかの障害があり行われていない（1999年の時点において）が、「それまでの間、筆者としては任意後見と信託とを結びつけることによって実質的に裁量信託と同一の機能を創出させることを提案したい。……夫は信託を設定するが、夫が財産管理能力を有している間は夫を受益者とする自益信託であり、夫が財産管理能力を喪失した以後は、夫・妻が共同受益者となり、一方が死亡したときは他方を受益者とする裁量信託とする点までは従前通りである。異なるのは、夫が信託設定と同時に任意後見人を選任しておく点である。……任意後見人は、本人の意思能力が低下したりそれが喪失したときに、任意後見監督人が選任されることによって活動を開始するが、ここでは本人に特に身上監護面での決定を行い、それに基づいて受託者に指図することになる。受託者は、当該指図に従って元本・収益を交付する。妻にも任意後見契約締結能力があれば妻も任意後見人を選任しておくことが望ましい。」（229頁～231頁）

そして、社会福祉関係者が任意後見人に就任すれば身上監護面での本人の意思決定の代行という点では望ましい。このような「任意後見結合型裁量信託」スキームは、「任意後見制度を積極的に活用して、それと信託と結びつけ、信託受託者は信託財産の管理処分に専念し、任意後見人は本人の意思決定を代行することになる。信託受託者と任意後見人のそれぞれを得意とする職務に専念させることによって、両者の職務分担をはかりながら、結果として裁量信託の機能をわが国にも出現させようとするのである。このようなスキームによって、信託は受益者の身上監護をも十分に配慮しうる財産管理制度として再生できるのではなからう

か」(231頁)

4 最後に、本書にも表れている新井誠教授の研究の態度・姿勢について簡単に述べておきたい。戦後になって、民法学研究は、①ドイツ・フランスを中心とした外国法の法理論を参考にしてわが国の法規の解釈論を展開する従来の伝統的手法(現在でもなお民法学研究の主流である。新井教授もこの手法を採用している。)だけではなく、②わが国の入会権を初めとする農村社会を中心とした問題を法社会学的視点から考察する手法が登場し、③その後、都市型社会において日々生起する様々な問題の解決に資するための民法学研究(公害・環境法研究、都市・土地・住宅法研究、消費者法研究等。いずれも学際的研究を必要とする。)がなされてきた。現在においては、③の領域に分類できるものとして、「成年後見法研究」ないし「高齢者等福祉法研究」とでも命名すべき重要な分野が確立しつつあると思われる。新井教授は、その先導的役割を果たしてきており、また、現在その中心的役割を果たしている。③の領域については、裁判紛争事例における現行法規の解釈論と共に、社会において現在または将来生じる問題についての制度設計ないし立法論が必要であり重要である。そのためには、諸外国の立法例や制度を調査研究する必要があり、また、わが国の現状を正しく認識すると共に隣接諸科学との協働が必要となる。新井教授の研究は、まさにこのようなものであり、本書はそのような研究の成果であると言ってよい。

(千葉大学教授)

[新井 誠著『成年後見法と信託法』有斐閣、2005年1月、A5判、260頁、定価(5,000円+税)]